

飲食店等への見回り活動を踏まえた適正店としての認証について

1 趣旨

県では、「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態措置」に基づき、飲食店等への見回り活動を行い、時短要請など10の要請項目について確認を行うとともに、10項目全てに取り組んでいる店舗について、新型コロナ対策に適正に取り組んでいる店として認証し、「認証店」ステッカーを交付する。

2 見回り結果に基づく新型コロナ対策適正店としての認証

(1) 認証の状況 認証店数 7,013 店

〔 全県店舗に対する率 $7,013/27,636=25.4\%$ 〕
〔 訪問調査件数に対する率 $7,013/7,277=96.4\%$ 〕

【参考：見回り調査結果】

区分	地域	調査件数	調査完了	うち	休業中等	備考
				認証		
4/5 ～24	神戸市、 阪神南	15,005	(8,145) ※1	(8,029) ※1	6,860	8,029-3,095=4,934 店は 1～8のチェック項目はクリア
4/25 ～ 5/11	神戸市、 阪神南	15,005	4,292	4,270 ※2	10,713	上記 4,934 店は休業中等 10,713 店の中に含まれる。
	阪神北、 明石市	3,980	1,069	952	2,911	
	その他 31 市町	8,651	1,916	1,791	6,735	
	計	27,636	7,277	7,013	20,359	
合計 ※ () はのべ		27,636 (42,641)	7,277	<u>7,013</u>	20,359 (27,219)	

※1 8つのチェック項目を確認した飲食店等

※2 4,270店のうち、3,095店については、4/5～24の調査で8つのチェック項目すべてで○(該当)を確認し、4/25～5/11の調査で酒類又はがた設備の提供をしていないことを確認した飲食店等である。

(2) 新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付

- ① 兵庫県全域の緊急事態措置の解除後(6/21から順次)、認証ステッカーを郵送により交付
- ② なお、緊急事態措置期間中に休業している飲食店等で認証を希望する店舗に対しては、当該店舗からの感染防止対策取組状況を含むステッカー交付申請書に基づき、実地確認の上、認証ステッカーを交付
- ③ 県ホームページからの認証ステッカー交付申請運用開始(令和3年6月24日(木)～)
【問合せ先】兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター 078-362-9921

